

地下鉄 7 号線延伸に向けた方針及び取組

令和 3 年 4 月 3 0 日

埼玉県（以下、「県」という。）とさいたま市（以下、「市」という。）は、浦和美園～岩槻間の先行整備区間に係る地下鉄 7 号線延伸事業（以下、「本事業」という。）について、次に記載する「方針」を共有し、連携・協力して「取組」を推進することで、実現を目指すものとする。

方 針

- 1 交通政策審議会答申第 1 9 8 号（以下、「答申」という。）で示された意義の実現
答申で意義として掲げられている「県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」のできるだけ早期の実現を目指す。
- 2 地元の期待を踏まえて推進
本事業に対する地元の期待を十分に踏まえ、地元の協力も得ながら諸課題を克服し、事業を推進する。
- 3 県市協働による推進
県市が密接に連携を図り、必要な役割を相互に果たしながら協働して取組を進める。

取 組

- 1 答申で示された課題への対応
答申で課題として示された「事業性の確保」に必要な需要の創出に繋がる沿線開発（中間駅周辺地区のまちづくり等）や交流人口の増加に向けた取組を着実に進める。
- 2 速達性向上事業の実施の要請に向けた取組
都市鉄道等利便増進法に基づく、鉄道事業者への速達性向上事業の実施の要請に向けて、関係者と十分に協議の上、課題を克服し、速達性向上事業に関する計画の素案を作成する。
- 3 国等との調整
本事業の実施に向け、国等関係者との調整が必要となる事項について、適時に円滑な協議を確実に進める。